

静岡県人事委員会は、静岡県地方警察職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年7月23日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

静岡県人事委員会規則7-1210

静岡県地方警察職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

静岡県地方警察職員の特殊勤務手当に関する規則（静岡県人事委員会規則7-29）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(身辺の警護の作業) 第4条の2 条例第13条第2項第3号の人事委員会規則で定める作業は、 <u>文仁親王又は悠仁親王の護衛</u> の作業とする。	(身辺の警護の作業) 第4条の2 条例第13条第2項第3号の人事委員会規則で定める作業は、悠仁親王の護衛の作業とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の静岡県地方警察職員の特殊勤務手当に関する規則の規定は、令和元年5月1日から適用する。